

第 44 回 緊急時対策指針検討会 議事録

1. 開催日時 平成 30 年 11 月 27 日(火) 13:30～17:00
2. 開催場所 電気倶楽部 10 階 A 会議室
3. 出席者(順不同, 敬称略)
 - 出席委員:尾上主査(関西電力), ト部副主査(東京電力 HD), 大石(中国電力),
小川(北海道電力), 下山(九州電力), 鈴木(東北電力),
宮原(中部電力), 山田(北陸電力) (計 8 名)
 - 代理委員:二宮(四国電力・真田代理) (計 1 名)
 - 常時参加者:柴田(原子力規制庁), 宮木(原子力規制庁),
高井(原子力安全推進協会) (計 3 名)
 - オブザーバ:江良(北海道電力), 津田(中部電力),
西岡(原子力エンジニアリング), 宮崎(九州電力) (計 4 名)
 - 欠席:前田(日本原子力発電) (計 1 名)
 - 事務局:渡邊(日本電気協会) (計 1 名)
4. 配付資料
 - 資料 44-1 第 43 回緊急時対策指針検討会議事録(案)
 - 資料 44-2-1 「較正」にかかる確認結果について
 - 資料 44-2-2 「格下げ」、「取り消し」、「解除」の使い分けについて(議論用)
 - 資料 44-2-3 規程前後比較表_(EAL)【SE01GE01】追加コメント
 - 資料 44-3-1 緊急時対策指針(案) 新旧比較表(北海道電力)
 - 資料 44-3-2 緊急時対策指針(案) 新旧比較表(東北電力)
 - 資料 44-3-3 緊急時対策指針(案) 新旧比較表(北陸電力)

5. 議事

事務局より, 本会にて, 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律及び諸外国の競争法に抵触する行為を行わないことを確認の後, 議事が進められた。

(1) 代理出席承認

事務局から配付資料の確認の後, 代理出席者の紹介があり, 主査により承認された。出席委員数は代理を含め 9 名で, 決議に必要な「委員総数の 3 分の 2 以上の出席(7 名以上)」を満たしていることが確認された。また, オブザーバの紹介があり, 主査により承認された。

(2) 前回議事録の確認

メールにて確認を受けている前回議事録(資料 44-1)が, 挙手にて承認された。

(3) 指針の改定について

1) 較正に係る確認について

事務局より、資料 44-2-1 に基づき、校正、較正の使い方について説明があった。

- ・JEAC4102 の解説表-2 の点検列に、校正が頻出している。
- ・JEAC4606-2017 では、校正及び点検という記載になっている。
- ・総務省の HP 掲載の資料の解説では、校正は計量法に基づき、調整を含まない意味のもの。較正は電波法に基づき、調整を含んだ意味のもの。JIS Z9090 では、校正には修正を含んだり、含まなかったり、いろいろな方式がある。
- ・提案として、以下の 2 つがある。
 - 3.6.2 を法令の引用とする場合は較正とし、校正と較正を混在させて良い。
 - 3.6.2 が法令の引用ではないとする場合は校正とする。

【決定事項】

- ・記載は、校正とする。

【主な意見及び質疑】

- ・この記載は法令の引用とするか、引用ではなく、電気協会の記載とするか。
→基本的には校正になると考える。
- 調整を含んでいることが分かれば良い。わざわざ混在させなくて良いと考える。
- ・電気協会の規格作成手引きにも書いてあるか。ボイラ等、法令を呼んでいる場合は混在させても致し方ない。本例もいれておいていただきたい。
- 事務局から、反映を検討するとの回答があった。

2) 前回の宿題:格下げ, 取り消し, 解除の使い分けについて

事務局から、資料 44-2-2 に基づき、用語の使い分けについて、説明があった。

【決定事項】

- ・JEAG には、格下げ, 取り消し等を使わずに、解除に一本化する。

【主な意見及び質疑】

- ・表を見ると、電力会社ごとにいろいろ使っていて、統一するのは大変である。
- ・取り消しというと、間違っているものを取り消すように誤解される。解除の方がしっくりする。決めがないと各社ばらばらになる。JEAG で決めた方が良い。
- ・訓練では、解除というようなことを普通に言っていたと思うので、解除が良い。
- ・GE の全部がなくなっても解除で良いか。
→項目ごとに解除という言葉を使っていたので、それで良い。
- SE が出て、次に GE となった時は、SE の通報と GE の通報が違うので、GE に対して解除になったら、自動的に SE になる。
- ・GE 自体を取り消しという通報はしない。1 個 1 個解除することの方が素直である。
- ・いきなり GE の通報が出て、解除になり、SE にする時、書かないと残らない。
→同時に SE と GE を通報しているため、SE が残るようになっている。
- ・例えば、15 条から 10 条になって、何もなくなったら解除を出さない。我々が判断す

るのは事象で、事態を判断しているのが国である。

- ・解除した時、SE に格下げすることになった場合に、仮に SE の通報が出ていなかったら、出しなおすというルール。厳密にどこまであるかは分からない。
- ・JEAG には、格下げ、取り消し等は使わずに、解除に一本化する。

3) 資料 44-2-3 指針の改定について

- ト部委員から資料 44-2-3 に基づいて、EAL の修正について説明があった。
- ・訓練資料作成中に、法令の読み方が違っているのではないかと、そこに立ち戻って直した方が良いとして、提案する。
- ・SE01: モニタリングポストの数値で、(1)のただし書き、除外規定は、(2)も適用されると考えられるので、ただし書きが(1)と(2)の両方に係るようにした。
- ・GE01 も同様の修正である。PWR 側も同様である。

【決定事項】

- ・提案のとおりとする。

4) 資料 44-3-1 指針の改定について

小川委員から資料 44-3-1 に基づいて、原子力災害事前対策の新旧比較について説明があった。

【決定事項】

- ・本文-4 ページ、(1)、(2)の法律の呼び出しは「原災法施行令第 4 条第 4 項」とする。

【主な意見及び質疑】

- ・変更案では、全面緊急事態が施行令第 4 条第 4 項第 6 号に基づく特定事象となっている。全面緊急事態の中に第 6 号以外も含まれているので、記載が難しい。
- ・例えば、本文-4 ページ、(2)では、原災法施行令第 4 条第 4 項の事象であり、特定事象として迅速な通報ができるように、としている。
- ・10 条通報は「原災法施行令第 4 条第 4 項に基づく特定事象」、15 条も同様の記載とする。

5) 資料 44-3-3 指針の改定について

- 山田委員から資料 44-3-3 に基づいて、新旧比較説明があった。
- ・A⑪で、各社の運用では時系列が記載されているので、その事例を記載した。また、必ず記載しなければならないことがないよう、必要に応じてとした。
- ・前回検討会の結論を受け、A⑦発生時刻は原子力防災管理者の判断時刻とした。
- ・前回の検討会で意見があったが、時間優先の考えに基づきは、そのまま。

【決定事項】

- ・提案のとおりとする。

【主な意見及び質疑】

- ・防災管理者の件は 10 条通報文にも同じように書くのか。
→そのとおり、同じように記載する。

6) 資料 44-3-2 指針の改定について

鈴木委員から資料 44-3-2 に基づいて、解説の新旧比較について説明があった。

【決定事項】

- ・提案のとおりとする。

【主な意見及び質疑】

- ・JEAC の中で、一般的に特定事象という言葉を使うのか、施設敷地緊急事態該当事象、全面緊急事態該当事象を使うのか。4.2.1 の(1)で、警戒事象は警戒事態該当事象に改めるとのことであるが、特定事象はどのようにするのか。
→特定事象がベースの方が良い。今は施設敷地緊急事態該当事象としている。
- ・両方を含めて読む時は、特定事象で、それぞれを分ける時は、施設敷地緊急事態該当事象、全面緊急事態該当事象とする。

7) 資料 43-3-4 指針の改定について

山田委員から資料 43-3-4 に基づいて、解説表-12 の新旧比較の説明があった。

【決定事項】

- ・取り消しを解除とする。
- ・機能喪失から復旧した場合には、機能が復旧したことを記載例として記載する。
- ・解説-7 ページ、直ちには 15 分とする考え方の記載は削除する。
- ・解説-12 ページ、ポンプ起動後、格納容器圧力低下傾向で、SE42 解除とする。
- ・解説-17 ページ、M④ N 広帯域→N 狭帯域

【主な意見及び質疑】

- ・機能喪失から復旧した時は機能確認について聞かれる。社内訓練にて、SE23 に対して、RHR ポンプが復旧としたところ、本部長から除熱機能喪失による判断であるので、除熱機能の確保を確認して、通報すべきとのコメントがあった。
- ・解説-4 ページで、記載例があるが、給水ポンプ停止で 22 を発令し、給水ポンプが動いて、そこで解除としようとしている。
→給水ポンプが起動して、給水流量が確保された等の記載となると思う。
- ・給水ポンプが起動してサプレッションプールの温度が下がる見込みがあるから、解除を出す。JEAC にそこまで定義しなければいけないかという疑問がある。
→記載例とすれば、書くことはできる。
- ・AL25 で、例えば、16:17 給水制御系で原子炉水位が安定中と記載して解除とする。
- ・解説-7 ページで、直ちについては 15 分と具体的に記載した。
→消して良いと思う。特定事象が 15 分とは、本文中にも記載がある。

・解説-12 ページ, ポンプ起動だけでは復旧にはならず, この場合は格納容器の・・,
→ポンプ起動の後に, 格納容器圧力低下傾向をもって, SE42 解除と改める。

・解説-13 ページ, SE, GE に至っていない号炉の連絡も 25 条を使用する旨記載した。

・AL の続報を送る時に他の号機の特定事象に引っ張られ, 25 条で報告するのか。
→そのように考えている。

・1 号がアラート, 2 号が特定事象以上の時, 1 号の続報は 25 条様式を使って書く。

・昨年の検討でその方が良いという意見であった。国もその方が良いとのこと。

・例えば, 1, 2, 3 号とあった時, 1, 2, 3 号と経過は 1 枚が良い。

→3 号だけ書く場合はないか。25 条に, 1, 2, 3 号の全部の情報は入れているか。

・柏崎では全部を 25 条で報告するか。

→発電所単位で報告する。

→そうであれば今の書き方, アラートだけであっても 1 枚にまとめれば 25 条とする。

・解説-17 ページ, M④ N 広帯域→N 狭帯域

8) 資料 43-3-6 指針の改定について

宮原委員から資料 43-3-6 に基づいて, 別表 2 の新旧比較の説明があった。

【決定事項】

・1 章-25 ページ, GE22, 同解説の最後の行, (を削除する。

【主な意見及び質疑】

・SE01 と GE01 は, (4) 3) , ト部委員の提案のとおり修正する。

・1 章-27 ページ, 残留熱除去系装置, 残留熱除去系, 残留熱除去設備とあるが, いろいろな表現があって良いか。装置と設備が混在している。

→(4), 機能すべき残留熱除去設備は残留熱除去装置とする。他の部分, モードのところは残留熱除去系という言葉があったが, 装置で良いか。

・(3), 残留熱除去系装置の以下のモードとした方が良い。装置に統一の方が良い。

・モードとあるので純粋な RHR しかない。(4) は幅広い表現となる。

・(3) はそのまま, (4) (5) は装置等か。

→(5) だけで, (4) は残留熱系除去系装置の内訳を説明しているので, 残留熱除去系装置と残留熱除去設備を含めている。

→(3) のなお書き以降の部分は, 補機冷却系の話を入れている。

→持ち帰って整理する。

・1 章-24 ページ, (4) の修正部分で, A 及び B 又は C の形になっている。「及び」と「又は」の論理構造が分からない。

・1 個でもだめであればだめか, 全てがだめであればだめか, 読み取れない。

→文脈を見て, 検討する。

(4) 次回検討会

- ・開催日は12月20日, 又は24日週とする。
- ・資料 43-3-6 24 ページから再開する。

以 上